

ルソー、自由・平等について

杉 野 薫

(2000年6月7日)

目次

人間の自由・平等

—社会契約による法治国家において

人間は、原始時代に自然状態から社会状態へ少しづつ進んで移行した時に、自然状態で人間が享受する生得的自由と自然的平等と占有が、どのようにして社会状態で市民的自由と法律上の平等と所有権に変化するのか、これが政法・法律上の問題である。この問題を「社会契約」によって解決して、人間の自由・平等を近代法治国家の市民社会の中で各人が享受する、これを論ずることが我々の目的である。

「人間は生れながらにして自由・平等である。」とルソー (J.-J. Rousseau 1712-1778) は信じて、1762年4月オランダ・アムステルダムのレイ書店から『社会契約論、または政治的権利の諸原理』を、「ジュネーヴ市民・ルソー」という名前を入れて、公刊した。この本で彼は最初に言う。

「人間をあるがままのものとして、また、法律をありうべきものとして、取りあげた場合、市民の世界に、正確で確実な政治上の法則がありうるかどうか、を調べてみたい。」⁽¹⁾

「人間は自由なものとして生れた、しかもいたるところで（鉄の）鎖につながれている。自分が他人の主人であると思っているようなものも、実はその人々以上に奴隸なのだ。どうしてこの変化が生じたのか。わたしは知らない。何がそれを正当なものとなしうるか。わたしはこの問題を解くことができると信じる。」⁽²⁾

ルソーは、何によって現在の状態がつくりあげられたか、という歴史的問題に答え

るのではなくて、ここでは何によって現状を正当化しうるのか、という国家権力の正当性の問題を解こうとする⁽³⁾。

まず、あらゆる社会の中で最も古く、またただ一つ自然なものは、「家族」という「最初の社会」である。家族の構成員である子供達は、自己保存のために父親を必要とするが、この必要がなくなると、親子は独立するようになる。家族の中で親子関係が父権の支配によってなお維持されるとすれば、それは意志に基づいて、すなわち「約束」によってのみ維持されるのである。次に王は人類の始祖アダムの子孫であるから、家族で父親が父権によって支配するのと同様に、国家で王が（契約によるものではなく、）父権によって人民を支配する、というフィルマーの「家父長権説」に対してルソーは認めない⁽⁴⁾。

社会で「最も強いものの権利」は実際には原理として確立されている。注意しなければならないのは、力は権利を生みださないこと、人は正当な権力にしか従う義務がないこと、である。それで、最も強いものでも自分の力を権利に、他人の服従を義務に変えないかぎり、いつまでも主人でありうるほど強いものではない。そして最も強いものに服従する義務はない⁽⁵⁾。

「奴隸状態」について、ある個人が自分の自由を譲りわたして、ある主人の奴隸となることができるならば、どうして人民の全体がその自由を譲りわたして、国王の臣民となることができないのであろうか、とグロチウスか言う時に、ルソーは激しく反論する。「譲りわたす」の意味を「与える、または売る」と定義するならば、他人の奴隸となる人間は、生活資料をうるために、身を売る。しかし、全人民は何のために身を売ったりするのか、そうすることはできない。なぜなら、人間の本性は自由にあり、この自由を他人に譲りわたすことはできないから、自分の自由の放棄、それは人間たる資格、人間の権利ならびに義務をさえ放棄することである。なんびとにせよ、すべてを放棄する人にはどんなつぐないも与えられない。こうした放棄は人間の本性と相いれない。

「奴隸権」を戦争からひきだす、というグロチウスの学説に、ルソーは反論する。戦争は、人ととの関係から生じるのではなくて、物と物との関係、国家と国家との関係から生じる。国家と国家が戦争をしている間にだけ、敵国の負けた者を殺す権利はあり、また敵が兵士として武器を手にもつ間だけ敵を殺す権利はある。しかし戦争が終り、敵国が降伏して、兵士が武器をすると、もはや防御者ではなくて再び単なる人間になったのであるから、敵国の兵士を殺す権利はない。ここから、敵を奴隸にする権利、「奴隸権」は、敵を殺す権利から生ずるものではない、従って奴隸権は戦争か

ら生ずるものではない。

「征服権」は、最も強いものの法という以外になんの基礎をも持たない。もし戦争が勝った者に負けた国民を虐殺する権利を与えるものでないとすれば、勝った者がもっていないこの権利が、負けた国民を奴隸にする権利の基礎となりうるのではない⁽⁶⁾。

家族の父権と家父長権、最も強いものの権利、奴隸権と征服権等の学説に対して次々と激しく反論した後、ルソーは、人々がある原始社会で、集まって、ある一つの事を少なくとも一度だけは全員一致によって決めただろう、そしてその全員一致による決定が「最初の約束」であっただろう、と推定する。従ってある事物を見る場合、常に最初の約束にさかのぼらなければならない。例えば多数決の法則は、それ自身約束によってうちたてられたものであり、少なくとも一度だけは全員一致があったことを前提とするのである⁽⁷⁾。

自然状態で、人間の欲望が、自己保存のために、その能力と均衡を保っている間、人間は幸福に生きることができる。しかし人間の欲望が増大してその能力をこえた場合、他人の援助が必要となり、人間は独立して生活することができなくなり、他人と接触し協力してはじめて生存し続けることができるだろう。これは自然状態から社会状態へ移行した段階である⁽⁸⁾。

この段階は、別の言葉で言えば次のようになる。自然状態において生存することを妨げるもろもろの障害が、その抵抗力によって、各個人が自然状態にとどまろうとして用いうる力に打ちかつに至るまで到達した。そのときには、人類は、生存の仕方を変えなければほろびるだろう。その自然状態から社会状態へ移行する時に、人々は、集合することによって、多人数の協力から生じるところの抵抗にうちかちうる力の総和を作りだして働くことによって、生存し続ける。このときに、人々の生存の仕方を変える契機としては、「各構成員の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り保護するような、結合の一形式を見出すこと、そうしてそれによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること」であり、これが「社会契約」によって解決されるのである。

この「社会契約」は、「各構成員を、そのすべての権利とともに、共同体の全体に対して、全面的に譲渡すること、しかも留保なしに譲渡すること」である。その理由は、第一に各人は自分を全部与えるのだから、すべての人にとて、条件は等しいから、第二にすべての人にとて条件が等しい以上、誰も人の条件を重くすることに关心をもたないから、第三に結合は最大限に完全であり、どの構成員も要求するものはもは

や何一つないから。ここで注意すべきことは、ロックは『市民政府論』で、各人は、社会契約をするとき自己の一部分を譲渡する、しかも留保つきで譲渡する、ということである。これに反してルソーは、ここで各人は、自己を全部譲渡する、しかも留保なしで譲渡する、という違いである。ここで各人が自己を全面的に譲渡するということは、各人は自己をすべての人に与えて、しかも誰にも自己を与えない、さらに自分が譲りわたすのと同じ権利を受けとるということを意味する。これを正確に言い表わせば、「社会契約」とは、「我々の各々は、身体とすべての力を共同のものとして一般意志（=法）の最高の指導のもとに置く。そして我々は、各構成員を、全体の不可分の一部として、ひとまとめにして受けとるのだ。」ということである。こうして各人の合意に基づくこの社会契約の結合行為から、ただちに国家が創設される。そのときこの国家の構成員は、集合的に人民、主権に参加するものとして市民、国の法律に従うものとして臣民と呼ばれる。この国家は、能動的には主権者、受動的には国家と呼ばれる⁽⁹⁾。

このルソー独自の社会契約について、イエリネクは、『一般国家学』で正確に見ぬいて言う。

「ルソーの国家創設契約は一見したところ純粹な社会契約である。しかしながら、より詳細にみれば、ホップスの契約と同様に、それは同時に服従契約でもあるということである。なぜなら、個人は二つの性格を有するからである。共同意思への参加者としては市民であり、共同意思に従属する者としては臣民だからである。従って服従契約は社会契約論によって排除されてはいない。」⁽¹⁰⁾

「服従契約から社会契約へ」、このことをルソーが『社会契約論』で明確に示す。その「服従契約」は、すべての者が合意によって一支配者に服従して国家を創設する、という結合契約である。この服従契約による国家は、自然に歴史的に形成された国家ではなくて、人間の本性からひきだされた、人為的に形成された合理的な国家であり、自然状態で人間の我欲から生じる万人の万人に対する闘争を、終らせ、平和を求めて、すべての者が合意して設立した強大な国家である。この服従契約説をホップスがイギリスで1651年『レヴァイアサン』で説いた。彼の服従契約による国家の理論に反論して、社会契約による国家の理論を主張したのが、『市民政府論』（1690）の著者ロックであり、『社会契約論』（1762）の著者ルソーである。

先に述べた社会契約による結合行為は、公共と個々人との間の相互の約束を含むことである、そして各個人は、いわば自分自身と契約しているので、二重の関係で約束

していること、すなわち、個人にたいしては「主権者」の構成員として、主権者にたいしては国家の構成員として、約束していることである。この場合、各人は自分自身と結んだ約束には必ず責任があるということである。さらに、この社会契約は、なんぴとにせよ、一般意志（＝法）への服従を拒むものは、団体全体によってそれに服従するように強制されるという約束を、暗黙のうちに含んでいるということである。この点にじゅうぶん注意しなければならない⁽¹¹⁾。

自然状態から社会状態へ移行してすべてのものが社会契約を結んで法治国家を設立する時に、注目すべき変化が生じる。自然状態で人間が享受する「生得的自由」、「自然的平等」、「無制限な先占権と占有」等は社会状態では「市民的自由」、「本質的平等もしくは法律上の平等」、「所有権」へと変化する、すなわち、昆虫のように「メタモルフォゼ」する（métamorphoser），形を変えて現われるのである。この重大な変化によって、自然人は眞の人間となり、法の保護のもとで生存しつづけることができる⁽¹²⁾。

社会契約は、国家内では、すべての権利の基礎となる。それで、この社会契約によって、各人が自己を共同体に与えて国家を設立すると、国家は、その構成員にたいして、彼等のすべての財産を支配することができる。「土地の支配」についても、財産の支配の場合と同様である。すなわち、国家は、社会契約によって、彼等が占有するすべての土地を支配することができる、そしてこれらの土地を公共の領土、すなわち、國家の領土にすることができる。この財産の支配は、国家内の場合にだけいえるのであるが、他の国（外国）にたいしては、国家は個々人がひきついだ先占権によってのみ、彼等の財産を支配することができる⁽¹³⁾。

今まで述べてきた社会契約説は、国家創設の法的根拠であり、合目的見地から構築される国家論であり、人間社会の究極の源泉として理性的個人を基礎とする理論で、近代の17～18世紀に築きあげられて、現代の民主主義の法治国家の基本理念となっている。それは、人間の自由・平等を、立法の体系の究極目的とする国家の憲法の理念である。この国家は、王権神授説に基づく君主政の国家ではなくて、「人民主権」あるいは「国民主権」に基づく民主政の国家なのである。これをルソーが、『社会契約論』で独特の天分をもって築きあげた。社会契約に関する理論書としては、ルソーの『社会契約論』が歴史上最後の政治作品になったのである。

ABRÉVIATION
Œuvres Complètes de
Jean-Jacques Rousseau

- (i) OCRP Œuvres Complètes de Jean-Jacques Rousseau, Billiothèque de la Pléiade, volume III, Editions Gallimard, 1964 ; Du Contrat Social, ou, Principes du droit politique, par J.-J. Rousseau, citoyen de Genève, à Amsterdam, chez Marc Michel Rey, 1762.
- (ii) ROCI Rousseau, Œuvres Complètes, Edition de l'Intégrale, volume II, Editions du Seuil, 1971.
- (iii) PWRV The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau, Edition de C.E. Vaughan, French Text, volume II, Cambridge University, 1915.

NOTES (注)

- (1) (i) OCRP, Du Contrat social, Livre I, p351. (ii) ROCI, Livre I, p581. (iii) PWRV, Livre I, p23.
- (2) (i) OCRP, Du Contrat social, Livre I, Chapitre 1, pp351-352. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 1, p518. (iii) PWRV, Livre I, Chapitre I, pp23-24.
- (3) イエリネク, 芦部信喜 他共訳, 『一般国家学』, 第7章第2節3, p164, 学陽書房, 1974年.
- (4) (i) OCRP, Du Contrat social, Livre I, Chapitre 2, pp352-354. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 2, pp518-519. (iii) PWRV, Livre I, Chapitre 2, pp24-26.
- (5) (i) OCRP, Du Contrat social, Livre I, Chapitre 3, p354. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 3, p579. (iii) PWRV, Livre I, Chapitre 3, p24.
- (6) (i) OCRP, Du Contrat social, Livre I, Chapitre 4, pp355-358. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 4, pp520-521. (iii) PWRV, Livre I, Chapitre 4, pp27-31.
- (7) (i) OCRP, Du Contrat social, Livre I, Chapitre 5, p359. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 5, pp521-522. (iii) PWRV, Livre I, Chapitre 5, pp31-32.
- (8) (i) OCRP, Du Contrat social, Manuscrit de Genève, Livre I, Chapitre 2, pp281-282. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 2, p392. (iii) PWRV, volume I, Livre I, Chapitre 2, pp447-448.
- (9) (i) OCRP, Du Contrat social, Livre I, Chapitre 6, pp360-362. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 6, pp522-523. (iii) PWRV, Livre I, Chapitre 6, pp32-34.
- (10) 上掲, イエリネク, 『一般国家学』第7章第2節3, p164.
- (11) (i) OCRP, Du Contrat social, Livre I, Chapitre 7, pp362-364. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 7, pp523-524. (iii) PWRV, Livre I, Chapitre 7, pp34-36.
- (12) (i) OCRP, Du Contrat social, Livre I, Chapitre 8, pp364-365. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 8, p524. (iii) PWRV, Livre I, Chapitre 8, pp36-37.
- (13) OCRP, Du Contrat social, Livre I, Chapitre 9, pp365-367. (ii) ROCI, Livre I, Chapitre 9, pp524-525. (iii) PWRV, Livre I, Chapitre 9, pp37-39.